

「南大谷さくら会館」使用規定

(目的)

第1条 この規定は「南大谷さくら会館」(以下会館という)の使用について必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 会館の使用は、南大谷さくら会館管理運営委員会(以下委員会という)を代表とする町内会・自治会及びその会員の会合・親睦等の利便性を図ることを目的とする。但し、委員会はその他の町田市民及び団体であっても使用についての責任を持ち得る個人又は団体に使用させることが出来る。

2. 会館は、次の一つに該当するときは使用させることが出来ない。

- (1) 近隣住民に迷惑をもたらす行事等
- (2) 暴力組織に関する行事
- (3) 選挙事務所又は後援会事務所としての使用
- (4) その他管理運営上に支障をきたすとき

(使用の優先順位)

第3条 会館の使用における優先順位は次の通りとする。

1. 町内会・自治会及び委員会の行事等
2. 町内会・自治会役員及び委員会役員の行事等
3. その他委員会が認めた個人又は団体の会合など

但し、前項に拘らず委員会を構成する会員の葬儀については、これを最優先とし関係する申込みを取消し又は変更することが出来る。特別な理由により取消し等の処理が出来ない場合はその都度協議する。

(使用時間と使用料)

第4条 会館の使用時間は午前9時から午後9時までとし、使用区分及び使用料は別途定める。但し委員会行事並びに委員会を構成する町内会・自治会の年次総会及び月一度の定例会は無料とする。

(使用の申込み)

第5条 会館の使用の申込みは次の通りとする。

1. 申込みは使用月の2ヶ月前から受付けるものとする。
2. 会館を使用する者は使用申込書に必要事項を記入の上、使用料を添えて受付に提出する。尚、使用の可否・申込み(予約)は電話にて受付けるものとする。

(使用の承認及び取消し)

第6条 委員会は、使用の決定通知後においても第2条第2項に該当することが判明した時、又は特別な事情のある場合は使用許可の取消しをすることが出来る。

(使用上の遵守事項)

第7条 会館を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

1. 使用責任者を置き、責任者は使用に伴う一切の責任を負い使用時間を守り他の利用者及び近隣住民に迷惑を及ぼさないこと。
2. 使用責任者は、使用終了後直ちに清掃、備品の整理、ガス・水道・電気の点検及び戸締りを行い鍵を返納すること。
3. 会館の建物、設備、備品等を損傷又は紛失した場合、使用責任者は故意又は過失にかかわらずその修理・再整備に要する費用を負担しなければならない。
4. ゴミ類は持ち帰ること、また指定場所以外は禁煙とする。

(その他)

第8条 会館の使用に関するその他必要事項は、委員会が別途細則を定める。

以上